平成２３年（フ）第８号
兵庫県小野市丸山町82番地の７
債務者　小谷　義徳
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４号
兵庫県美方郡香美町香住区若松731番地の８
債務者　上田　博子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
香川県さぬき市寒川町石田西764番地13
債務者　水谷由加里（旧姓髙瀬）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３８号
香川県高松市高松町2155番地14
債務者　増廣ミネ子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６号
香川県観音寺市本大町1759番地
債務者　荻田　浩治
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅16棟14号
債務者　高木　一成
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅16棟14号
債務者　高木かおり
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９号
福岡県大牟田市明治町３丁目６番地16
債務者　中村美智子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６３号
長崎県長崎市上小島１丁目６番23号　ＮＩＳＣⅡ－Ｂ－１
債務者　山﨑　正則
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
長崎県長崎市辻町19番18号
債務者　重松みどり
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
沖縄県那覇市字仲井真394番地39さかえマンション302
債務者　小波津恵子（旧姓神里）
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５１号
北海道余市郡余市町大川町２丁目26番地グランデリビエール201、前住所北海道余市郡余市町栄町422番地３
債務者　横山　雅亮
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１５号
北海道小樽市新光５丁目28番２号
債務者　伊藤　　守
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道小樽市新光５丁目28番２号、前住所北海道小樽市高島４丁目１番14号
債務者　伊藤　淳一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２２号
北海道余市郡余市町大川町12丁目31番地10、前住所北海道余市郡余市町大川町７丁目13番地
債務者　塚本かおる
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２４号
北海道小樽市緑１丁目23番２号　フロックス緑302号、前住所北海道小樽市山田町５番14号　コーポおたる201号
債務者　鈴木　郷美（旧姓磯部）
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２８号
北海道余市郡余市町大川町３丁目85番地、前住所北海道小樽市最上２丁目10番518号
債務者　木下　晴貴
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部